

「設計等の業務に関する報告書」について

平成 23 年 5 月 23 日
香川県土木部建築課建築指導室

【概 要】

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後 3 か月以内に知事に提出しなければなりません。（建築士法第 23 条の 6、建築士法施行規則第 20 条の 3）平成 19 年 6 月 20 日の建築士法の改正により新しくできた制度で、**業務実績の有無にかかわらず、すべての建築士事務所が対象になります。**

平成 20 年 1 月に様式が一部変更されています。最新の様式を使用してください。
前々年度、前年度分未提出の事務所は、1 年ずつ別々に第一面から第五面、提出シートを作成のうえ、提出してください。

提出された報告書は、県において一般に閲覧されます。

なお、県における保管は提出された日から 5 年間です。

【記載内容】

①建築士事務所の業務の実績

当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要

②所属建築士名簿

当該建築士事務所に属する建築士の

○氏名

○一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

○登録番号

○建築士法第 22 条の 2 第 1 号から第 3 号までに定める講習（*建築士定期講習）のうち直近のものを受けた年月日

○管理建築士である場合は、その旨

○構造／設備設計一級建築士である場合は、その旨・構造／設備設計一級建築士証交付番号・建築士法第 22 条の 2 第 4 号及び第 5 号に定める講習（*構造／設備設計一級建築士定期講習）のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日

③所属建築士の業務の実績

所属建築士ごとの当該事業年度における業務の実績（当該建築士事務所におけるものに限る。）

④管理建築士による意見の概要（開設者と管理建築士が異なる場合のみ）

当該事業年度において、管理建築士が開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べたときは、当該意見の概要

【事業年度】

開設者が法人の場合は定款に定める期間です。

開設者が個人の場合は 1 月 1 日から 12 月 31 日とします。

【様 式】

建築指導室ホームページ「様式集」に掲載しています。

*様式が一部変更になっています。最新の様式を使用してください。

*記載例（PDF）を掲載していますので、参考にしてください。

【提出時期】

毎事業年度終了後3か月以内です。初回の提出は平成19年6月20日以降に開始する事業年度が対象となります。以降毎年提出が必要です。

| | | | |
|------------|---|------|------------------------------|
| 事業年度1月～12月 | → | 初回提出 | 平成21年1月1日～ <u>平成21年3月31日</u> |
| | | 第2回 | 平成22年1月1日～ <u>平成22年3月31日</u> |
| | | 第3回 | 平成23年1月1日～ <u>平成23年3月31日</u> |
| 事業年度2月～1月 | → | 初回提出 | 平成21年2月1日～ <u>平成21年4月30日</u> |
| | | 第2回 | 平成22年2月1日～ <u>平成22年4月30日</u> |
| | | 第3回 | 平成23年2月1日～ <u>平成23年4月30日</u> |
| 事業年度3月～2月 | → | 初回提出 | 平成21年3月1日～ <u>平成21年5月31日</u> |
| | | 第2回 | 平成22年3月1日～ <u>平成22年5月31日</u> |
| | | 第3回 | 平成23年3月1日～ <u>平成23年5月31日</u> |

【提出先】

香川県土木部建築課建築指導室へ1部を郵送してください。

2部作成し、1部は副本として保管しておいてください。

送付先：〒760-8570（県庁専用郵便番号：住所の記載を省略できます）

香川県高松市番町4-1-10

香川県土木部建築課建築指導室 あて

封筒に「建築士事務所業務報告書在中」と朱書きしてください。

報告書様式のほかに「提出シート」を作成して添付してください。

様式1～5は左肩で綴じ、提出シートは別にして（綴じ込まないで）ご送付ください。